岩手県ホームページ広告掲載要領

（趣旨）
第１条　この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第12条第３項の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「県ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、県ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページ等にリンクする機能を有するものをいう。
２　広告主は、広告掲載の申込者から委任を受けた広告代理店等を含むものとする。

（広告媒体の名称及び内容）
第３条　広告要綱第４条第１項第１号に規定する広告媒体の名称については、「バナー広告」と、内容については、県ホームページに掲載する広告とする。

（広告の規格及び数量等）
第４条　広告要綱第４条第１項第２号に規定する広告の規格及び数量等については、県が別に定めるものとする。

（広告掲載の期間）
第５条　広告要綱第４条第１項第２号に規定する広告掲載の期間は、原則として１か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、当該年度内に限り、複数月とすることができる。
２　広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
３　広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
４　前２項の規定において、やむを得ない事由があると県が認めたときは、広告掲載開始日及び広告掲載終了日を月の途中とすることができる。ただし、その場合であっても当該年度を超えることはできない。

（広告掲載に関する基準等）
第６条　広告要綱第４条第１項第３号に規定する広告掲載に関する基準等については、広告要綱及び岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）の規定を適用するものとする。

（広告の禁止表現及び制限事項）
第７条　広告基準第２条の規定に基づき、広告について、次に掲げる事項は、県が別に定めるものとする。
(1) 広告の禁止表現

(2) 広告の制限事項

（広告掲載の申込みの時期及び方法）

第８条　広告要綱第４条第１項第４号に規定する広告掲載の申込みの時期及び方法については、県が指定する日までに、「岩手県ホームページ広告掲載申込書（別記様式第１号）」により、県に広告の掲載を申し込むものとする。

（広告掲載料）

第９条　広告要綱第４条第１項第５号に規定する広告掲載料の基準となる額は、県が別に定めるものとする。

２　広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

（広告掲載の募集）

第 10 条　広告は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

２　前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の選定）

第 11 条　県は、第８条の規定による申込みがあった場合は、第６条及び第７条に定める要件の審査並びに広告要綱第５条第２項の規定により定める次の各号の選定順位により、掲載広告を選定する。この場合、同順位の者があるときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。ただし、この基準によっても優先順位が付けられない場合は、抽選により決定するものとする。

(1)　県内に事業所等を有する者

(2)　その他の者

２　県は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「岩手県ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（別記様式第２号）」により、当該申込者に通知するものとする。

（契約書の作成）

第 12 条　県は、前条第２項の規定により広告掲載の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第 13 条　広告主は、第６条及び第７条の規定に基づき広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

２　前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

３　県は、第１項の規定により提出された広告原稿の内容が第６条又は第７条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載の方法）

第 14 条　県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載

開始日の午前０時から掲載するものとする。
２　県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の翌日の午前０時までに取り除くものとする。

（広告掲載の取り下げ）
第 15 条　広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。ただし、広告要綱第９条の規定により、既に納付した広告掲載料は還付しない。
２　広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

（広告の変更）
第 16 条　広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。
２　広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第 13 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
３　前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第 13 条第３項の規定に準ずるものとする。

（リンク先の変更）
第 17 条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 10 日前までに県に届け出るものとする。

（広告主の責務）
第 18 条　広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ等の内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
２　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）
第 19 条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）
第 20 条　この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県盛岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（その他）
第 21 条　この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附　則
この要領は、平成18年７月21日から施行する。
附　則
この要領は、平成19年８月20日から施行する。
附　則
この要領は、平成21年８月20日から施行する。
附　則
この要領は、平成21年11月２日から施行する。
附　則
この要領は、平成25年３月21日から施行する。
附　則
この要領は、平成25年12月９日から施行する。
附　則
この要領は、平成26年３月７日から施行する。
附　則
この要領は、平成30年５月16日から施行する。
附　則
この要領は、令和４年２月25日から施行する。

（別記様式第１号）

岩手県ホームページ広告掲載申込書

年　　　月　　　日

岩手県知事　　　　　　　様

申込者　（住所）

（氏名）

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください）

岩手県ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたっては、岩手県広告取扱基準第４条及び第５条の各号のいずれにも該当していないこと、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと、岩手県広告取扱要綱及び岩手県広告取扱基準並びに岩手県ホームページ広告掲載要領を遵守することを誓約します。

記

１　リンク先ホームページ等の内容

(1) 内容

(2) URL

２　広告の内容

(1) 掲載希望枠数　　　　　　　　　　　枠

(2) 掲載希望期間（掲載期間は、原則として１か月単位です）
　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

(3) 広告の内容（広告の内容案を記入又は添付してください）

３　連絡先

(1) 所属：
(2) 役職名：
(3) 担当者氏名：
(4) 電話：
(5) FAX：
(6) E－mail：

（別記様式第２号）

岩手県ホームページ広告掲載（不掲載）通知書

年　　月　　日

様

岩手県知事

年　　月　　日付けで申込みのありました岩手県ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

１　広告掲載の可否

(1)　決定事項

(2)　決定理由

２　掲載枠数

枠

３　掲載場所

４　掲載期間

年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

５　掲載料

円（　　　　円　×　　　枠　×　　　か月）